

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域団体が犯罪の抑止を目的として防犯カメラを設置する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て備える自治会、町内会、その他地域住民の組織する団体（以下「地域団体」という。）で、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること。
- (3) 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること。
- (4) 規約や代表者を定めていること。

2 申請年度の前年度から起算して、過去3年度以内に本事業による補助金の交付を受けた地域団体は、補助金の交付を受けることができない。ただし、公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は、この限りでない。

3 新設しようとする防犯カメラの設置場所は、同一学区内で過去3年度以内に本事業により設置した防犯カメラの設置場所から、一定以上離れていなければならない。ただし、公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は、この限りでない。

(交付の対象経費等)

第3条 補助金は、地域団体が行う防犯カメラを設置する事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) カメラ、モニター、録画装置、中継器その他の防犯カメラを構成する機器の購入に係る経費（保守、修理、電気料金などの維持管理費及び振込手数料その他市長が不適当と認める経費を除く。）
- (2) 前号に掲げる機器の取付けに係る経費（自立柱の新設に係る経費を除く。）
- (3) 防犯カメラが設置されている旨を表示するために要する経費

2 補助金は、一つの地域団体につき2台を上限として交付する。ただし、公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合、一つの地域団体に

つき別に2台を上限として交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項各号の補助の対象となる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、防犯カメラ1台分につき100,000円を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助金の交付予定額の決定後の交付予定額の増額は、これを認めない。

(補助の対象となる要件等)

第5条 補助対象となる防犯カメラの要件は、次のとおりとする。ただし、防犯カメラや録画装置の機器の規格等の詳細は、別に定める。

- (1) 交付申請時に設置されていないこと。
- (2) 条例第10条第1号及び第2号の交付決定後、同年度の2月末日までに、京都市内に設置されること。
- (3) 犯罪（不法投棄を除く。）の発生を抑止するため特定の場所に継続的に設置されるカメラであって、録画機能があること。
- (4) 道路、公園、広場その他不特定多数の者が利用する場所を中心に撮影されるよう設置すること。
- (5) 防犯カメラの設置場所に、補助金の交付を受けるもの（以下「補助団体」という。）の名称及び防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。
- (6) 管理等のために一時的に画像を確認する目的等以外において、画像の閲覧ができないようにすること。

2 補助団体は、防犯カメラを設置するまでに、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、適切な管理及び運用に努めること。
- (2) 次の項目を含む管理運用規程等を定めること。

ア 設置目的

イ 設置場所及び撮影範囲

ウ 管理責任者等の指定

エ 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等、画像の安全管理に係る媒体の保管方法、保管期間及び消去方法

オ 画像の利用、閲覧及び提供の制限

カ 苦情等への対応

キ その他必要な事項

(3) 防犯カメラを設置することについて、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該権利を有する者を含む。）の同意を得ること。

(4) 防犯カメラを設置することについて、道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けること。

3 補助団体は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者が役員でないこと。

(2) 公共の福祉に反する活動を行っていないこと。

(3) 防犯カメラの設置について、他の補助制度等により補助を受けようとせず、又は現に受けていないこと。

4 補助団体は、前項第1号の規定に違反する疑いがあると市長が認めるときは、京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出しなければならない。

（交付の申請）

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付申請書（第1号様式）によって、別に定める期間に、関係書類を添えて行わなければならない。

（標準処理期間）

第7条 市長は、前条の規定により別の定める期間が終了してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の決定前に、防犯カメラの設置場所を管轄する区長又は担当区長及び警察署長から意見を求めることとする。

（変更等の承認の申請）

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市防犯カメラ設置促進事業補助金変更承認申請書（第2号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助目的達成のために事業の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するも

のと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

(4) 第3条第1項各号に掲げる経費相互間の流用の場合（第3条第1項各号に掲げる経費内で流用する場合を含む。）

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市防犯カメラ設置促進事業補助金中止・廃止承認申請書（第3号様式）により行うものとする。

（事業完了の届出）

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、設置後30日以内に、京都市防犯カメラ設置促進事業実績報告書（第4号様式）に、関係書類を添えて行わなければならない。

（書類の保存）

第10条 補助団体は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（防犯カメラの維持管理）

第11条 補助団体は、防犯カメラの設置を完了した日から起算して少なくとも3年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理しなければならない。

（補助金の概算払）

第12条 補助団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市防犯カメラ設置促進事業補助金概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、文化市民部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定した地域団体又は事業者等が犯罪の抑止を目的として防犯カメラを設置する事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 6 条関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒	団体名 代表者職・氏名 電話番号

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を関係書類を添えて申請します。	
設 置 目 的	
事 業 総 額	円 (税込)
補助対象経費総額	円 (税込)
交付申請額・台数	円 (台)
設 置 完 了 時 期	年 月 日 ～ 年 月 日
連 絡 担 当 者	☐ 上記申請者欄と同じ ☐ 下記の者とする 氏 名： 役 職： 電話番号：
書 類 送 付 先	☐ 上記申請者欄と同じ ☐ 下記の者とする 氏 名： 住 所：〒
情 報 提 供 に 係 る 同 意	補助金の交付が決定したとき、上記連絡担当者の連絡先等について、京都市から京都府警察に情報提供することに ☐ 同意する ☐ 同意しない

※関係書類について、裏面に記載あり

関係書類

- ☐ 見積書（事業総額及び経費の内訳が分かるもの）
- ☐ 複数事業者から事業提案を受けたことを証する書類（見積書など）
- ☐ 防犯カメラ及びレコーダーの仕様が分かる資料（仕様書、カタログなどカメラの画素数、レコーダーの記録時間記載のもの）
- ☐ 配置図、付近見取図（防犯カメラの設置住所が記載された地図等）
- ☐ 防犯カメラの設置場所の現況写真、撮影予定の画角の写真
- ☐ 地域団体の規約及び役員名簿
- ☐ 防犯カメラの設置を地域団体の総会等により決定したことを証する書類（議事録の写しなどで、複数名の署名があるもの）

※ 次の関係書類は、交付決定後に速やかに提出してください。

- ① 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意を得たことを証する書類
- ② 道路法その他の法令に基づく許可等を受けた場合は、当該許可等を受けたことを証する書類

第 2 号様式(第 8 条第 1 項関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒	団体名 代表者職・氏名 電話番号

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の（ ☐ 内容の変更、 ☐ 経費等の変更）について、市長等の承認を申請します。	
内 容 の 変 更	
経 費 等 の 変 更	

第 3 号様式(第 8 条第 3 項関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒	団体名 代表者職・氏名 電話番号

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の中止・廃止について、市長等の承認を申請します。	
理 由	

第4号様式(第9条関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒	団体名 代表者職・氏名 電話番号

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により活動の実績を関係書類を添えて報告します。	
交付決定通知日	年 月 日 (変更承認日 月 日)
事業総額	円 (税込)
補助対象経費総額	円 (税込)
交付決定額・台数	円 (台)
設置完了時期	年 月 日
設置場所	住所
	(1) 京都市 区
	(2) 京都市 区

関係書類

- ☐ 防犯カメラの設置に係る領収書 (原本)
(原本は実績の確認の後、返却します。)
- ☐ 請求書 (事業総額及び経費の内訳が分かるもの)
- ☐ 防犯カメラの設置箇所がわかるもの (地図上に示し、住所を記載したもの)
- ☐ 防犯カメラ設置後の現況写真 (カメラ、録画装置及び防犯カメラの撮影を示す設置者名記載の看板など)
- ☐ 撮影された画像
- ☐ 防犯カメラの管理運用規程

第 5 号様式(第 1 2 条関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒	団体名 代表者職・氏名 電話番号

窓口受取を希望する場合は、氏名の横に押印をお願いいたします。↑

京都市補助金等の交付等に関する条例第 2 1 条第 2 項の規定により、補助金の概算払を請求します。	
交付決定通知日	年 月 日
交付予定額	円
補助金の請求額	円

☐ 団体の口座がなく、市役所会計窓口での受取を希望します。

※ 窓口受取を希望する場合は、氏名の横に押印をお願いいたします。

☐ 以下の口座への振込みを希望します。

	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
振込口座			☐ 普通(総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他	
	口座名義 (フリガナ)			
	口座名義 (漢字等)			

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。